

4月1日から

# 水道料金・下水道使用料金が統一されます



現在、水道料金・下水道使用料は旧町ごとの料金そのままとなっています。この料金を統一するための新料金が、昨年の市議会12月定例会で可決され、平成21年4月1日から施行されます。これにより、平成21年4月使用分(5月請求分)から新料金が適用されます。(水道料金改定は、1年間の経過措置を行います)

## 水道料金改定

### ●水道料金統一の背景

現在、国東市には簡易水道11、飲料水供給施設1の計12の水道事業があります。その料金については、合併協議の中で、合併後当分の間は旧町ごとの現行料金体系を引き継ぐものとし事業経営を行い、料金の統一が行われていませんでした。

こうした中、水道料金の統一については、昨年10月に水道料金等審議会から答申を受け、その内容に沿った形で同年市議会12月定例会で可決をいただき、住民サービスの公平性を確保するために、料金格差を是正し、市内のどの地域でも、水道料金を同一のものとすることになりました。

### ●新料金設定の考え方

今回の料金改定にあたり「安全な水の供給」と「需要者負担の公平性」はもとより、「安定した水道システムの確立」に必要な投資と維持管理を継続するために現状の給水収益を確保することも目的としました。

ただし、旧国見町、旧国東町、旧安岐町の水道料金については、改定に伴い急激な料金引上げとなることから経過措置として1年間は別表1のとおりとなりました。

なお、平成22年4月使用分(5月請求分)からは、別表2のとおりになりました。

また、これまで旧武蔵町のみ違っていた料金体系も、旧国見町、旧国東町、旧安岐町の料金体系をもとに統一しました。